

徳島県議会政策条例検討会議
結 果 報 告 書

平成30年9月13日

徳島県消費者市民社会の構築に関する条例（案）

本県では、豊かな自然と潤いあるふるさとの風景が守られ、安全・安心な暮らしと豊かな食文化や阿波藍などの伝統文化が息づいている。また、子供たちの笑顔があふれ、未来を創造するたくましい若者が社会に巣立ち、一人一人が自立しながら支え合い、地域がつながっている。

未来においても、夢や希望に満ちあふれた活力ある徳島県として成長していくため、さらには地球規模での気候変動や世界平和、経済成長などの課題を解決するためには、人権、地産地消、環境等に配慮した商品やサービスを選択する消費行動が求められている。

ここに、誰一人取り残さない社会の形成や地球環境の保全などに配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を県民生活に取り入れるための環境づくりを積極的に推進し、消費者、事業者、行政機関等の様々な主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、消費者市民社会の構築に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定めることにより、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者市民社会 消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第二条第二項に規定する消費者市民社会をいう。
- 二 エシカル消費 地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した思いやりのある消費行動をいう。
- 三 消費者志向経営 企業等の組織が社会の一員として、自らの活動が社会や環境等に与える影響を十分配慮し、消費者の権利を尊重し、その意向や期待にこたえることにより組織の社会的責任を果たすことをいう。
- 四 関係団体 消費生活に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び消費者市民社会の構築に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 消費者市民社会の構築は、消費者一人一人の消費行動及び事業者の事業活動が将来にわたり内外の社会、経済及び環境に影響を及ぼしうることが自覚され、公正かつ持続可能な社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

- 2 消費者市民社会の構築は、人権の尊重や地球環境の保全、その他社会問題の解決に配慮した消費行動や事業活動により実現されなければならない。
- 3 消費者市民社会の構築は、県、消費者及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、消費者市民社会の構築に関する施策を実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村、消費者、事業者及び関係団体が実施する消費者市民社会の構築に関する取組を促進するため、消費者教育、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した調達の推進に努めるものとする。

(消費者の役割)

第五条 消費者は、基本理念にのっとり、その消費行動が人、社会及び環境に与える影響を理解し、自主的かつ合理的に行動できるよう、自ら進んでエシカル消費に関して必要となる知識の修得、情報の収集等に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら進んで、消費者志向経営に関して必要となる知識の修得及び情報の収集並びに当該知識及び情報の事業活動への反映に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動や消費者の行動が人、社会及び環境に与える影響についての情報提供に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第七条 関係団体は、消費者市民社会の構築に関する取組を企画し、及び消費者の参画を得て積極的に推進するよう努めるものとする。

(徳島県消費者市民社会推進期間)

第八条 消費者のエシカル消費及び事業者の消費者志向経営の普及及び定着を図るため、五月の第二土曜日から十五日間を徳島県消費者市民社会推進期間とする。

2 県は、徳島県消費者市民社会推進期間にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、消費者市民社会の構築に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

検証結果報告書

条例名	とくしま文化の日を定める条例
総括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「とくしま文化の日」、及び「とくしま文化推進期間」について、より一層、県民に対する広報・周知に努めること。 ・ 「とくしま文化の日」、及び「とくしま文化推進期間」にふさわしい取組について、今回の検証結果を踏まえ、より効果的な企画の立案に留意すること。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該条例及び施行規則を根拠とし、平成25年度から文学書道館、博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館における常設展の観覧料を「とくしま文化推進期間」の全日程で全額免除。 2 徳島県の芸術文化の向上発展に関し、特に功績顕著な方を表彰する「徳島県文化賞」の贈呈式や、その功績の展示を同期間を中心に実施。 (平成29年度) 小栗加代子氏への徳島県文化賞贈呈式を実施 あわぎんホール特別展示室において、その功績を紹介する作品展示を実施 3 「とくしま文化推進期間」を中心に様々な文化イベントを実施。 (平成29年度) <ol style="list-style-type: none"> (1) 文学への関心を高めるための「秋の文学講演会」を、 11月12日(日)、11月19日(日))の2回開催 (2) 文化の森の6館が連携・協力して、趣向を凝らしたファミリー向けイベント「文化の森 大(だい)秋祭り!!」を11月3日に開催 (3) 民間事業者や関係団体等の連携・協力により、県内19の施設において施設観覧料の免除や企画展示等を実施。
成 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 とくしま文化推進期間中における入場者数が増加 (1) 文学書道館 平成24年度 470人 → 平成29年度 533人 (2) 博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念 平成24年度 14,742人 → 平成28年度 25,425人
課題	「とくしま文化の日」及び「とくしま文化推進期間」、また同期間中の取組について、より一層、多くの県民の参加につなげる。
今後の取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 様々な機会を通じ、「とくしま文化の日」及び「とくしま文化推進期間」に関する情報発信力を高め、県民による文化活動の促進、伝統文化の継承・発展に努める。 2 若年層や県外からの観光客等に新たに足を運んでいただけるよう、リニューアルオープンした「すだちくん森のシアター」を核として、趣向を凝らしたイベント等を実施する。 3 芸術・文化団体や関係部局等と連携して、「あわ文化」の更なる情報発信に努める。

検証結果報告書

条例名	徳島県消防防災人材の育成の推進に関する条例
総 括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の充実強化について、事業者等への働きかけや、新たな担い手として女性や学生等の加入促進を図るなど、消防団員の確保に努めるとともに、今後も引き続き、県として必要な支援を検討すること。 ・ 広く県民に対し、自主防災組織の必要性や地域防災力向上の重要性など、更なる周知・啓発に努め、南海トラフ巨大地震をはじめとする災害から県民を守るために取組を推進すること。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 策	<p>○消防団への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団への加入促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度に「地域の担い手・頑張る消防団応援事業」を創設 3年間にわたり、若手団員や女性団員、少年消防クラブ員の育成などに頑張る消防団に、その活動に必要な経費を支援 (2) 平成28年度及び平成29年度には、消防団の知名度・イメージアップのため、消防団PR映像を制作し、映画館やケーブルテレビ、動画配信サイトで公開するなど、加入促進キャンペーンを展開 2 事業者等への働きかけ <ol style="list-style-type: none"> (1) 徳島県消防団協力事業所知事表彰を創設 (2) 「徳島県消防団応援の店」事業を実施 3 消防団員の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防学校において、消防団活動に必要な知識や技術が習得できる各種訓練実施 (2) 「徳島県消防操法大会」において、実際の消火活動に即した「水出し操法」を実施(平成28年度から) (3) 女性団員を対象にスキルアップ研修を実施(平成28年度から) 4 少年消防クラブの育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 少年消防クラブ交流会(全国大会)を開催し、少年消防クラブの育成を図った。 (2) 積極的な取組をしているクラブを「モデルクラブ」として認定する制度を創設(平成28年度) <p>○地域での取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「とくしまー〇（ゼロ）作戦」防災出前講座の実施 地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き、防災対策に関する講座を実施 2 大学との連携による地域防災推進員の養成 地域の防災リーダーとして地域の防災活動に行政と協働して取り組む「地域防災推進員」を、徳島大学と連携して養成 3 避難所運営リーダーの養成 各地域で体制構築を主導する市町村職員や自主防災組織構成員を対象とする「座学」と「避難所運営訓練」の講座を実施 4 各種防災講座の実施 県立防災センターにおいて、一般県民を対象として、地震・津波、豪雨災害等をテーマに防災講座を開催

実施策	<p>○学校での取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校における防災体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全ての学校において、防災教育年間指導計画・学校安全計画を作成 (2) 地元消防署・消防団の指導・助言の下、防災訓練・研修会等を実施 2 防災クラブの設置 <p>地域防災の担い手育成のため、平成23年度から県立高校に防災クラブを設置し、更に中学校に設置を広げ、地域と連携した防災活動を推進</p> 3 高校生防災士の育成 <p>防災活動に取り組む高校生リーダーを育成するため、「あわっ子防災士養成講座」を開催</p>
成果	<p>○消防団への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団への加入促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防団員数10,801人（平成29年4月1日現在） (2) 女性消防団員数178人（平成29年4月1日現在） 2 事業者等への働き掛け <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防団協力事業所数212事業所（平成30年4月1日現在） (2) 徳島県消防団協力事業所知事表彰数26事業所（H29年度末累計） (3) 徳島県消防団応援の店の登録数102件（平成30年4月1日現在） 3 消防団員の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 徳島県消防操法大会の開催（隔年度：前回平成28年度） (2) 女性消防団スキルアップ研修参加者数 平成28年度：21人、平成29年度：34人 4 少年消防クラブの育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 少年消防クラブ数33クラブ（平成30年4月1日現在） (2) モデル少年消防クラブ数3クラブ（平成30年4月1日現在） (3) 少年消防クラブ交流会（全国大会）を開催【全国初】（平成27年度） 本県で2回目となる少年消防クラブ交流会（全国大会）を開催（平成29年度） <p>○地域での取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「とくしまー〇（ゼロ）作戦」防災出前講座 実施回数467回（平成29年度） 受講者数31,416人 自主防災組織率93.6%（平成29年4月1日現在） 2 徳島大学との連携による地域防災推進員の養成 地域防災推進員養成研修修了者数1,535人（平成29年度末累計） 3 避難所運営リーダーの養成 避難所運営リーダー養成講座修了者数224人（平成29年度末累計） 4 各種防災講座の実施 年間6回実施（平成29年度） <p>○学校での取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災クラブの設置 全公立高等学校35校（市立含む）、中学校35校（平成29年度末累計） 2 高校生防災士の育成 高校生防災士資格取得状況 平成27年度：108人、平成28年度：131人、平成29年度：134人 計：373名

課題	<p>○消防団への支援 少子高齢化や過疎化、地域の連帯感の希薄化、サラリーマンの増加などにより、全国同様、本県でも消防団員は減少傾向にあり、消防団員の確保を強力に推進する必要がある。</p> <p>○地域での取組 過疎化・高齢化等により、自主防災組織の結成が進まない地域や、新興住宅地等が点在しコミュニティの形成不足による防災活動の組織化が困難な地域がある。</p> <p>○学校での取組 各学校の防災クラブの活動を継続し、高校生に防災士資格取得を推進するための支援が、引き続き必要である。</p>
今後の取組	<p>○消防団への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の知名度の向上やイメージアップを推進するとともに、新たな担い手として学生や女性など、多様な人材の活用による消防団の充実強化を図る。 2 「消防団協力事業所」の拡大やこうした事業者を顕彰するなど、事業者への働き掛けを通じて、消防団員の確保につなげる。 3 消防学校における各種訓練の充実に努めるとともに、今年度も「徳島県消防操法大会」や女性団員のスキルアップ研修を開催するなど、消防団員の消防技術の向上を図る。 4 少年消防クラブについては、消防本部や消防団と連携し、その育成を一層推進するとともに、少年消防クラブ交流会（全国大会）の継続的な本県開催について、国に働き掛ける。 <p>○地域での取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県立防災センターにおいて、引き続き、防災士や避難所運営リーダーの養成をはじめ、広く一般県民に防災知識の普及啓発等を行う。 2 自主防災組織の結成が困難な地域に対しては、市町村と連携して、より充実した啓発・支援等を継続する。 <p>○学校での取組</p> <p>今後も、継続して防災士資格を取得した高校生を育成し、防災クラブを活動の拠点として、地域での防災ボランティア活動に取り組む等、地域防災の担い手となる人材育成に取り組む。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
①消防団の女性団員及び若手団員の加入状況について、現状はどうなっているのか。	① 女性団員数は現在178人で、全体的には増加傾向である。学生団員数については、現在6人である。徳島市において、今年度学生等の募集を予定しており、増加を見込んでいる。具体的な取組については、これからという状況である。
(要望) 県において、消防団への更なる支援制度について、今後検討してほしい。	
(要望) 消防団員の加入について、地域の企業と連携して団員数の増加につなげてほしい。	

検証結果報告書

条例名	徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例
総括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットの利用によるトラブル等の相談窓口について、より相談がしやすい体制づくりに一層取り組み、実証実験等を踏まえ、有効な手段を実行すること。 ・ 教員の資質の向上に関し、ネットトラブルに早期に対応できるよう、研修会の充実を図るとともに、研修についてもその内容や効果について、現場の声を生かし、内容の充実を図ること。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実施策	<p>○児童、生徒、保護者に対する啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講演会等の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 携帯電話事業者と連携し、要請のあった小・中・高・特別支援学校の児童・生徒、保護者及び教職員を対象に、専門家を講師とした講演会を開催 (2) 法務局と連携し、インターネット上におけるいじめ等の人権問題に関する、人権擁護委員による人権教室を開催 2 啓発リーフレットの作成・配布 <p>インターネットを適切に利用し、トラブルに巻き込まれることがないよう、児童生徒向け「ネットいじめ・トラブル防止啓発資料」を発達段階に応じて作成し、配布</p> 3 携帯電話やインターネットの適切な利用について、毎年1回、抽出した児童生徒、保護者を対象にした利用状況アンケート調査による実態の把握 4 インターネット安全利用教室の開催をはじめ、各種会合等において、青少年のネット被害の現状や対策等を説明するほか、リーフレットを作成・配布して、啓発活動を実施 <p>○教員の資質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員がネットトラブルに早期に対応できるよう、校種別の「ネットいじめ・トラブル対応事例集」を作成・配布 2 教職員対象の情報モラル研修会の開催、県立総合教育センターホームページに情報モラル教育サポートサイトを開設する等、教職員の情報共有や指導力の向上を推進 <p>○フィルタリングの利用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フィルタリングの活用等インターネットの正しい利用方法について、入学説明会などの機会を捉え、小中学生や保護者に啓発活動を実施 2 携帯電話販売店に対しフィルタリングの義務等の注意喚起を実施 <p>○関係機関との連携</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の携帯電話利用に関する問題について、国や事業者、保護者などの関係機関で協議を行う徳島県青少年携帯電話対策連絡会議を設置 2 青少年のネット問題の現状や対策について、市町村の青少年健全育成担当者等を対象とした講習会を開催

成 果	<p>1 教職員がネット問題に关心や危機感を持ち、積極的に情報モラル教育の推進に努めることにより、個々の児童生徒の情報モラルや情報リテラシーが向上している。</p> <p>2 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携した情報モラルを高める取組や啓発により、携帯電話等の使い方のルールを決めている家庭の増加、小学生の所持する携帯電話等の5割がキッズ携帯等、保護者の関心が高まっている。</p>
課 題	<p>1 青少年がインターネットを安全かつ適切に利用するためには、保護者の協力が極めて重要であり、保護者に対する周知・啓発を継続していく必要がある。</p> <p>2 発達段階に応じた情報モラル教育を充実させ、危険性を踏まえた上でのインターネットの適切な利用について、必要な情報や学習の機会を提供する必要がある。</p>
今後の取 組	<p>1 インターネット上でのトラブルに巻き込まれることなく、青少年がインターネットを安全かつ適切に利用するため、フィルタリングの有効性など知っておくべきポイントや注意点をまとめた啓発資料の配布等により、保護者に対する啓発に努める。</p> <p>2 情報モラル教育年間指導計画を作成し、発達段階に応じた情報活用能力の育成を図る。</p> <p>3 徳島県青少年携帯電話対策連絡会議において、行政、事業者、保護者等、関係機関が相互に情報共有し、協議を行うことで連携強化を図る。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
①携帯電話販売店に対する、フィルタリングの義務等についての注意喚起実施と、保護者に対する啓発資料の配布方法について現状はどうなっているのか。	<p>①あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動に合わせ、県内の携帯電話販売店109店舗を訪問し、9,400枚の啓発資料の配布を行った。</p> <p>保護者に対する啓発資料の配布については、今年度12月又は1月を目途に学校を通じて配布する予定である。</p>
②有害サイトにアクセスしたことによる架空請求等の被害に関して、児童・生徒が、匿名で相談できる窓口の設置はされているのか。	<p>②学校においては、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー及び養護教諭等が相談にあたり、秘密は保持されている。</p> <p>総合教育センターで、「24時間こどもSOSダイヤル」やメールでの相談を受け付けている。</p> <p>県警においては、「ヤングテレフォン」、「いじめホットライン」等の窓口を設置している。</p> <p>その他、児童相談所、各市町村教育委員会で子供向け相談窓口を設置している。</p> <p>SNS(LINE)を活用した相談窓口について、2か月間実証実験を実施予定である。</p>
「24時間こどもSOSダイヤル」への相談件数は、どれくらいあるのか。 (要望) 匿名でも相談しやすい体制づくりを充実させていただきたい。	電話は605件(960回)、メールは11件(24回)である。

<p>③教員の資質の向上に関する「情報モラル研修会」について、対象及び参加者数についてどうなっているのか。</p> <p>(要望)</p> <p>各学校における情報モラル研修について、しっかりとやっていただき、現場の声を生かしてほしい。</p>	<p>③総合教育センターにおいて、4年前から実施している。</p> <p>対象は、全ての公立学校の教員であり、50名から100名程度が受講している。</p> <p>研修会は、各学校の代表者が受講し、各学校においても研修を実施している。</p> <p>研修内容は、学校での情報モラル教育の進め方・目的、ネットトラブルの加害者・被害者にならないための指導、情報モラル教育年間指導計画の立て方等である。</p>
<p>④小学生の所持する携帯電話等の内訳はどうなっているのか。</p> <p>子供用のスマートフォンがあるのか。</p>	<p>④携帯電話等の所持率は、小学6年生55%（内訳：スマホ39.2%・従来型携帯電話11.4%・キッズ携帯49.4%）、中学2年生69%（スマホ88%）、高校2年生98%（スマホ99%）となっている。</p> <p>※平成29年度の抽出調査による。</p> <p>スマートフォンに子供用の区別はない。</p>
<p>(要望)</p> <p>インターネットの技術や手段は、進化し続けているがフィルタリングの普及啓発や情報モラル教育研修等の取組を引き続き進めていただきたい。</p> <p>情報リテラシーの向上のために、SNS（LINE）を活用した相談窓口の実証実験等、有効な手段を実行していただきたい。</p> <p>他県で、加害者に対し規制する条例等が制定されていること等も参考にし、情報収集に努めていただきたい。</p>	